

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健に関する事務とは、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他関係法令に基づき行う保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、母子保健に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。 (1)妊娠の届出に関する事務 (2)低体重児の届出に関する事務 (3)養育医療に関する事務 (4)保健指導に関する事務 (5)健康診査に関する事務 (6)妊産婦の訪問指導に関する事務
③システムの名称	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-576-3510 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとにリスク対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

庁内主催の研修を受講し、従業員の制度の理解等に努めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	健康推進課長 佐藤 高広	健康推進課長 伊藤 加与子	事後	人事異動のため
平成29年4月1日	I 8. 連絡先	電話番号 024-575-1148	電話番号 024-575-3510	事後	組織体制変更のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 1.②事務の概要	(1)保健指導の実施 (2)新生児の訪問指導の実施	(1)妊娠の届出に関する事務 (2)低体重児の届出に関する事務	事後	事務の精査による
平成30年9月1日	I 8,連絡先	郵便番号960-0692	郵便番号960-0634		
令和1年6月26日	I 3.「個人番号の利用 法令上の根拠」	番号法第9条第1項別表第一の49の項	番号法第9条第1項別表第一の49の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定め	事後	根拠条項の追加
令和1年6月26日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条の7及び別表第二 別表第二における情報照会の根拠 別表第二	番号法第19条の7号別表第二 情報照会の根拠 70の項	事後	根拠条項の追加
令和1年6月26日	I 8.特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課	事後	事務の精査による
令和1年6月26日	II 1.いつの時点の計数か	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.いつの時点の計数か	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針 の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	IVリスク対策	-	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更のため
令和1年12月20日	I 1.②事務の概要	(1)妊娠の届出に関する事務	(1)妊娠の届出に関する事務 (2)低体重児の届出に関する事務	事前	
令和1年12月20日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条の7号別表第二 情報照会の根拠 70の項	番号法第19条の7号別表第二 情報照会の根拠 69の2、70の項	事前	
令和2年4月1日	I 8.特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課	事後	事務の精査による
令和2年7月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日現在	事後	
令和2年7月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日現在	事後	
令和4年3月10日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条の7号別表第二 情報照会の根拠 69の2、70の項	番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 69の2、70の項	事後	
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日現在	事後	
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日現在	事後	
令和5年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課	事後	
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日現在	令和5年2月1日現在	事後	
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日現在	令和5年2月1日現在	事後	
令和6年3月1日	I 1.③システムの名称	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	
令和6年3月1日	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 69の2、70の項	番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 69の2、70の項	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の49の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める 命令第40条	番号法第9条第1項別表70の項	事後	
令和7年3月1日	4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 情報照会の根拠 69の2,70の項 情報提供の根拠 26,56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 情報照会の根拠 第38条の3、第39条 情報提供の根拠 第19条、30条、44条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95の項、96の項、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95の項、96の項	事後	
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	